

徳島県告示第百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社ツープイ スコポーレシ ョ ン	徳島市国府町日開字中八九 八番地四	ライフアシスタント こもれび	徳島市庄町四丁目一六一 ロックバレー庄町一〇八号 室	訪問介護	令和二年二月 三日	令和二年二月 二十九日
株式会社C u o r e	板野郡松茂町笹木野字山南 一七番地七	訪問介護まこと	板野郡松茂町笹木野字山南 一七番地七	同	同 一月 二十三日	同 三月 一日